

大正期における田村剛の示す国立公園の風景とその変遷

Tamura Tsuyoshi's Vision for Landscape of National Park in Taisho Period and Its Transition

水内 佑輔* 古谷 勝則*

Yusuke MIZUUCHI Katsunori FURUYA

Abstract: National Park have been established for the purpose of protection and usage of landscape which would be representative of Japan in 1931. The landscape architect who had significant influence on the establishment of national parks and selection was Tamura Tsuyoshi. The purpose of this study was set to clarify landscape of national park which had been identified by Tamura Tsuyoshi in the Taisho period, prior to the establishment of National Parks, and Tamura's point of view to support his vision. Compared to Tamura's vision in the Taisho Period, the concept of national parks changed in the 1930's when National Parks officially established. The characteristics during the Taisho Period can be illustrated as following: 1) great importance was attached to governmental maintenance of natural recreational spaces, 2) quality of landscape was only secondary so that landscape which are representative of Japan would not be important elements for national parks, and 3) a variety of landscapes and activities were taken more seriously, as usable spaces were considered more important than primeval natural landscape.

Keywords: national parks, landscape, Tamura Tsuyoshi

キーワード: 国立公園, 風景, 田村剛

1. はじめに

(1) 研究の背景

近年、国立公園の再検討が進む中で、2013年5月に陸中海岸国立公園は三陸復興国立公園へと改称し、東日本大震災からの復興を目指した新たな国立公園のモデルとして位置付けられた。このように、国立公園の在り方は社会状況と共に変化を見せ、同様に国民の風景観も変化している。特に近年では里地里山に代表されるように新たな風景が立ち上っており、改めて国立公園が対象とする風景がどのようなものであるかが問われている¹⁾。

さて、我が国の国立公園法は日本を代表する自然の大風景地の保護と利用を目的として、1931年に制定されている。その際に、国立公園に相応しい「風景」を支える学知を提供した人物が造園学者の田村剛であり、伝統的風景観に基づく景勝地、原始性の高い山岳の大風景地が初期の国立公園の特徴であるとされている²⁾。そこで、国立公園やその対象となる風景が田村によってどのように構想されたかに着目し、研究を進めた。

(2) 既往研究のレビューと本研究の目的

研究を進める上では、国立公園の成立史や制度などの通史、国立公園の風景を対象として論じる必要がある。これまでに国立公園の通史に関しては、田村や環境庁などの国立公園行政側によるものがある³⁾。また、田村による『日本の自然公園』⁴⁾を中心に国立公園史研究がなされており、丸山⁵⁾は近代公園史の中で、国立公園という概念が生じる過程を社会状況から描写している。村串⁶⁾は田村の研究を基軸とし、自然保護の観点から国立公園法の成立史を論じている。堀⁷⁾は公園計画の分析を行い、国立公園が当初自然風景を重視していたが、徐々に自然保護に傾斜していった点を明らかにしている。これらの研究により、上述の国立公園の風景の特徴や、1920年代には田村剛と上原敬二らの間に「利用」と「保護」を争点とする論争があり、その後田村が国立公園への考え方を变化させた点が伝えられている。

風景に関する議論では、丸山⁸⁾は国家が国土から一定の区域を

選出するという行為を伴う国立公園は、風景の序列の絶対化、国家的な風景観の創設といった構図を持つことを指摘する。荒山¹⁰⁾は、田村の言説や内務省衛生局長大島辰二郎による国立公園の意義と理念¹¹⁾から、国立公園は1つの「イデオロギーに支えられたまなざし」によって浮かび上がった風景であると論じている。

そもそも、風景とは対象となる空間とそれを体験する人々の間に生じる現象¹²⁾であるという一面を持つために、必然的に風景及び風景の見方、即ち風景観はその個人あるいは集団の背景によって強く規定される。

田中¹³⁾は国立公園がその選定主体の風景観によって規定される点として、田村の風景観に着目した。そして、初期の国立公園は近代的風景観に強く影響を受けた山岳風景中心である点を指摘し、従来の日本を代表する風景が日本三景のようなこぢんまりとまとまった海景であった点との相違を示している。さらに、国立公園法制定以前の1921年からの田村の示す国立公園の候補地(適地)の変遷を追い、当初、田村の示す候補地は伝統的な風景観に基づいている点を指摘した。その後、国立公園創設の過程で田村の風景観が弾丸し、近代的風景観が定着していったと論じている。

西田¹⁴⁾は瀬戸内海の風景の変遷を論じる中で、国立公園指定時には田村や脇水鉄五郎が沿岸部の展望地から見下ろす多島海のパノラマ景を国立公園に相応しい風景として「発見」し、国立公園として指定していった点を指摘する。この研究を受け、小野ら¹⁵⁾は、田村と脇水による上からの「風景の発見」が地元によって用意されていた点を指摘し、地域社会における国立公園の受容の構図を論じている。また、この研究では1921年時点では田村は瀬戸内海の利用として船による遊覧を想定していた点を伝えている。

水内ら¹⁶⁾による霧島国立公園の研究においても、1920年と国立公園指定時において、田村の評価する風景が変化していることが指摘されている。これらの研究は、少なくとも時代と共に田村の風景の見方、もしくは空間への態度が何らかの変化を見せていることを示している。

*千葉大学大学院園芸学研究所

ところで、田中や荒山は、国立公園法制定以前より国立公園の概念を一貫して明確なもの¹⁷⁾であったと捉え、特に田中は候補地の変化の要因を田村の風景観の変化に求め、その変化によって日本を代表する風景の転換を論じている。しかし、特に国立公園法制定以前はその概念は明確ではない。また、村中は自然保護の観点から研究を行っているが、堀が指摘するように、実態はともかくとして初期の国立公園は自然風景を対象としている。とすれば、研究を進める上では現在の国立公園の概念を自明のものとして、その当時の価値観をもとに考察を行う必要があると考える。

そこで本研究では、国立公園がどのようにして構想されたかに着目し、国立公園行政の胎動期ともいえる大正期に焦点を当て、①田村の示す国立公園像やその候補地の条件、②その条件に合致する風景や空間的特質を明らかにすることを目的とした。

田村の国立公園の概念的な言説に関しては『造園概論』¹⁸⁾『造園学概論』¹⁹⁾や雑誌『庭園』²⁰⁾、新聞記事などを中心に収集し、分析を行った。また、田村は国立公園を天然公園の一種²¹⁾と述べていることから、国立公園と併せて天然公園の概念に関して注意深く扱った。各候補地における個別の記述に関しては、『登山の話』²²⁾などの著作、行政文書や新聞などの地方資料を中心に収集し、分析を行った(これらのうち主要なものを表-1に示した)。

2. 1910年代の日本における国立公園の受容と田村剛の理解

(1) 本多静六の公園計画

田村は本多静六の造園学教室において造園学を志す。本多は林学者であるが、1903年の日比谷公園を起点に各地で公園の設計・計画を行って行く。そして、ドイツやスイスを参考に、自然風景や景勝地を生産資本と捉え²³⁾、また都市市民の長期レクリエーション空間整備の必要性を訴え、その実現手段として公園計画や風景計画を設計している。一方で、景勝地での長期滞在のためには工夫をせねばならずとして資源のネットワーク化、宿泊施設、上下水道の整備を行うものとしている。そして、特にドイツを参考に、森林を新たなレクリエーション資源として捉え、「森林公園」や「天然公園」といった概念を提唱する²⁴⁾²⁵⁾。田村は本多の教室で学び、本多とともに公園・風景計画に従事していく一方で、本多とは別にアメリカからNational Parkを発見する²⁶⁾。

表-1 本研究において分析の対象とした主な資料

年	資料名	著者	備考
1918/7/18	『造園概論』出版	田村剛	
1918/4	府立公園と郷土風景の保存	田村剛	大日本山林協会報
1919/7	本多・田村による霧島調査	本多静六・田村剛	大阪朝日新聞
1920/1/16	本多博士設計中の九州の二大公園(上・下)	本多静六	大阪朝日新聞
1920/8	田村剛が内務省衛生局嘱託に任命	田村剛	日本の国立公園
1920/9	霧島公園計画(鹿児島県)	本多静六・田村剛	霧島公園計画
1920/12/15	田村剛が林学博士受位「日本庭園の発達を論ずる」	田村剛	国立公園(491)
1921/2	国立公園の本質(16候補地を挙げる。霧島も含む)	田村剛	庭園(3)2
1921/2	風景の利用と国立公園に就いて	上原敬二	庭園(3)2
1921/6/8	国立公園候補地調査(上高地)24日間	衛生局・田村剛	日本の国立公園
1921/8/14	国立公園候補地調査(白馬)	衛生局・田村剛	日本の国立公園
1921/8/19	国立公園候補地調査(雲仙)	衛生局・田村剛	登山の話
1921/8/25	国立公園候補地調査(阿蘇)4日間	衛生局・田村剛	補注44)
1921/7	風景の利用と天然記念物に対する予の根本的な主張	本多静六	庭園(3)7
1921/9/8	国立公園論	田村剛	東京朝日新聞
1921/9/27	反国立公園論	大屋雪城	大阪朝日新聞
1922/1/27	伊太利式に全国を公園とする国立公園の既定方針	田村剛	時事新報
1922/11	開設公園候補地と各府県の申請地	史蹟名勝天然記念物調査会	史蹟名勝天然記念物
1922/8	国立公園の真意義	上原敬二	史蹟名勝天然記念物
1922/10/8	国立公園候補地調査(磐梯山)	田村剛	登山の話
1922/11/21	国立公園	田村剛	大阪朝日新聞
1923/2/13	霧島山国立公園設置二案スル建議案外二件委員会	日野辰次ら	第46回衆議院
1923/3/20	田村剛が留学(アメリカ,カナダ,スイス,イタリアへ)	田村剛	東京朝日新聞
1924/10/13	『造園学汎論』出版	上原敬二	
1924/9	田村剛が留学より帰国	田村剛	日本の国立公園
1925/9/2	『造園学概論』出版	田村剛	
1926/7	我が國公園の現状	中越豊延	庭園(8)11
1927/7/21	国立公園	田村剛	内務省衛生局

(2) 田村の公園体系の中における国立公園

1910年代は造園学の胎動期であり²⁷⁾、特に公園体系を中心に造園学の確立を目指していた。そして、1918年に田村は日本初の造園学の体系書として『造園概論』を著している。

この『造園概論』での公園体系の概念は機能による区分と管理者による区分という2軸によって理解出来る。この中で、天然公園を機能から区分した概念として位置付けている。(表-2)。そして、その機能をNational Parkや本多の言説を参考に、都市市民のレクリエーションのために自然風地景を開放し、また地方民の経済に資するものであると提示している。また、「森林公園」を同様の主旨で紹介し、それらを繋ぐ「廻遊公園」という概念を提示している。具体的には風景を破壊せずに道路を設置するものとして、「気候、位置、風景、産物、史蹟名勝天然記念物、施設」²⁸⁾をその条件とし、その適地として「富士、日光、箱根、十和田湖、日本アルプス、朝鮮金剛山」を示している²⁹⁾。(表-3)

その一方で、これらの奇跡的な景勝は自ずから保存されるとし、これらのみを資源とするのではなく、主に農林業や都市化によって失われつつある地方固有の原生風景³⁰⁾をレクリエーション資源として新たに位置付け、特に潜在自然植生林を重視している。そして、これらの風景の保護と利用を行うための制度としても天然公園を位置付けている³¹⁾。田村はこの公園体系の中で、国家が管理者といった意味で国立公園という用語を提示する。

そもそもこの時点での公園の法的根拠は太政官布達第16号によってのみ支えられており、実態としては旧来からの勝区や官有地である空間を内務省の許可(1873年は大蔵省)によって、府県が管理するというものであった³²⁾。そのため、府県のみが公園の管理主体となっている状況に対し、公園体系の確立を目指す中で、

表-2 田村剛の公園体系概念

機能(目的)		管理者(規模)
界限公園	中心公園	国
小児公園	途上公園	府県
家族公園	天然公園	市町村

表-3 国立公園候補地の変遷

候補地(適地)	I	II	III	IV	V	VI
	1918	1920	1921	1921※	1922	1932
	造園概論	国立公園の本質	国立公園論	衛生局の16候補地	史蹟名勝天然記念物調査	正式指定地
大沼		○		○		
阿寒				○		○
登別				○	○	
大雪山						○
十和田	○		○	○	○	○
松島					○	
磐梯山				○	○	
榎名赤城		○				
日本上高地		○	○	○	○	
アル白馬岳	○		○	○	○	中部山岳
プス立山				○	○	
信州御岳		○				
戸隠		○				
諏訪湖		○				
軽井沢浅間		○				
日光	○	○	○	○	○	○
片品村森林					○	
富士箱根		○	○	○	○	○
浜名湖		○				
琵琶湖		○				
淡路					○	
瀬戸内海		○	○	○		○
大台ヶ原				○	○	
熊野						吉野熊野
大山				○	○	○
雲仙(温泉)			○			○
阿蘇				○		○
霧島		○	○		○	○
朝鮮金剛	○	○	○			

II『国立公園』の本質に関しては○は一流、○は二流の候補地
IV 既往研究では、衛生局の16候補地の発表は1923年2月13日としている。

国・府県・市町村が各行政レベルに応じた公園を設置・管理³³すべきであるといった考えが念頭にあったと考えられる。

同年の『府県立公園と郷土風景の保存』³⁴においても、公園の管理主体の分節化を前提に、府県に対して郷土風景³⁵を保存する天然公園の設置を訴えている。

このように、田村は公園体系の確立を目指す中で、公園を機能や目的から分類し、公園行政セクションの分節化を意図している。その中で、アメリカの National Park を天然公園として受容し、風景地の公園化を考案する。一方で、天然公園の主体としての国家の必要性や国立公園という言葉の重視は窺えない。

また、1930年代の国立公園制定時には黒部や十和田などの「奇跡的な景勝」の危機に対して、その保護が目的の1つとなっているが、この時点ではそのような懸念は存在していなかった。むしろ、田村は保護の対象となるものは農林業によって破壊されている郷土風景であると認識している。その認識の下に郷土風景を公園とすることによって資源化し、その保護を意図している。

3. 1920年代前半の田村剛による国立公園像とその風景

(1) 『国立公園の本質』の発表

1920年8月に田村は内務省衛生局嘱託に任命され、公園行政と関わっていくことになる³⁶。1921年2月には雑誌庭園誌上に『国立公園の本質』³⁷を発表するなど、国立公園像を具体化していく。その概念は「1. 国土を代表するに足る大風景たること。2. 国土国民を記念するに足る史蹟天然記念物を有すること。3. 国民の体育休養に関する施設を有すること」³⁸として提示され、具体的には国有林を中心に、山岳、森林、湖沼、瀑布、溪流、温泉を持つ風景地であり、自然生活に適する空間が国立公園として相応しいとし、その各公園のネットワーク化を重視する。そして、その適地として「大沼、十和田湖、松島、榛名赤城、上高地、軽井沢、戸隠、諏訪湖、信州御嶽、日光塩原、富士箱根、浜名湖、琵琶湖、瀬戸内海、霧島」³⁹を挙げている(表-3II)。

(2) 内務省衛生局による国立公園調査の開始(1921-)

1921年6月から内務省衛生局による「都市及び国立公園に関する調査」が開始される。田村は衛生局嘱託として、国土上から特定の地域を選ぶ基準となる学知を提供することとなる。同年には、上高地、白馬、雲仙⁴⁰(阿蘇)、日光の調査を行い⁴¹、最終的には16候補地⁴²(表-3IV)の調査が行われた。

その調査中に、東京朝日新聞にて『国立公園論』⁴³を連載している。この『国立公園論』では従来と同じく、都市民の自然生活の重要性、そういったレクリエーション空間を国家が整備する必要性を訴え、そのために雄大な風景を加工し、民衆が長期利用できる施設を伴った公園の実現を主張している。そして、長期滞在の為に変化が重要であるとして、変化のある多様な風景だけでなく、温泉、散策、水泳、釣り、乗馬、ゴルフなどといった国立公園が提供する多様なアクティビティを提示している。

国立公園の風景に関してもより具体性を増し、日本を代表する風景は海ではなく山であると主張する。山は上述の多様な風景やアクティビティを満たす空間である点、また高山であれば冷涼であるために過ごしやすいため、海に対する山の優位性を主張し、その山を民衆に開放する必要性を述べている。加えて、従来の山の風景利用はご来光が中心であったが、これに対して新たに多様に変化に富む風景の利用価値を主張している。

そして、国立公園の選定方法について言及し、第一に利用の観点を重視し、その次に風景の質と量を考慮し、最後に史蹟名勝天然記念物を考慮するとしている。

風景の質は、山岳、海島、高原、原野、溪流、湖沼、瀑布、奇岩、温泉、森林、高山植物などの地形・地質・森林などの要素、紅葉、新緑、雪渓など季節や時間による変化から求められ、この

風景の変化ためには約1800m以上の高度が必要であるとしている。中でも「温泉」や釣りや水泳が可能である「湖水」といったアクティビティを満たす風景要素を最重要視し、また利用施設開発のための平坦地の重要性を説いている。

そして、おおよその面積を1万町歩と規定し⁴⁴、利用を伴った観点、つまり「国立公園の観点」で候補地を概観・比較しながら、国立公園として適・不適を論じている。まず、山岳に関しては変化の観点から富士などの単峰より連峰を評価し、この観点から日本アルプス、日光、富士の順に序列付けている。さらに1万町歩という規定から、日本アルプスを区域区分する必要性を論じ、その観点から上高地と白馬を比較している。白馬が単峰であることに対して、日本アルプスの山々に囲まれた盆地である上高地の国立公園としての優位性を主張する。富士に関しては山岳のみでは国立公園に不適であるとし、その区域は富士の山頂部を除外し、裾野を中心に富士八湖、箱根七湯、伊豆などを範囲とし、湖水や温泉の必要性を述べる⁴⁵。日光に関しては、従来は建築美が日本を代表する風景として評価されているとしながらも、国立公園としては奥日光や庚申山一帯の原生的風景を評価するとしている。この他にも瀬戸内海や朝鮮金剛や十和田の湖水美を日本を代表する風景であると評価した。十和田、日光、雲仙、霧島は風景とアクティビティを満たす空間を併せ持つものとしている。

このように、この時点での田村の国立公園像は民衆が長期滞在可能な自然空間ということが最も重視され、そのために多様なアクティビティを満たす空間と変化のある風景が重視されている。「国立公園の風景」は、日本を代表する風景としつつも、あくまで利用を主とした観点が重要視され、風景そのものは第二次条件となっており、その公園の規模や対象が国民や国際的である場合が国立公園としている。また日光のような旧来からの伝統的景勝地を横滑りさせ、日本を代表する風景といった観点から国立公園の候補地としたわけではなく、伝統的風景観とは一線を画し、「国立公園の風景観」といった新たな観点から風景の評価を行っている。

そして、田村は候補地の調査を進めて行く。1921年8月の雲仙の調査の際に、熊本県の松村辰喜が雲仙にて田村を待ち構え⁴⁶、田村を阿蘇に誘った。このような地域社会の準備をもとに田村は阿蘇の風景を「発見」したわけであるが、その際にも温泉、森林、湖水といった要素を重視する観点からの評価を行っている⁴⁷。また、上高地に関しては国立公園として全ての要素が完備するとして絶賛している。

(3) 既往研究による田村剛の国立公園の候補地と風景の分析

衛生局の16候補地に関して、田村は文献調査によって著名な景勝地を中心に、学者の意見を斟酌し検討を加え、北海道に関しては北海道大学の新島善直の意見を聞いたと記述している⁴⁸。

これに対して田中⁴⁹は衛生局の16候補地や正式指定地が山岳風景中心となっている点に対して、『国立公園の本質』で提示されている候補地は湖沼の風景が多い点、山岳に関して「榛名山、赤城山、妙義山、戸隠山、信州御岳山」など江戸時代からなじみのある山岳風景地が多いことを指摘している。

また、衛生局の候補地の決定に関しても、1922年10月に史蹟名勝天然記念物調査会の発表した候補地(表-3V)が、衛生局の16候補地と大きく近寄っていることから、全体の候補地の決定は1922年10月以降に行われたのではないかと推論し、その根拠として第46回衆議院霧島山の請願の際の横山局長の答弁を挙げている⁵⁰⁵¹。さらに村中は、衛生局の候補地決定の際には田村らの意見は主流派に成り得ず、史蹟名勝天然記念物調査会の影響を排除出来なかったと論じている⁵²。

この結果、田中は1920年の『国立公園の本質』の段階では伝統的な風景観が拭き去れておらず、その後1921年前後に原始的なスケールの大きな山岳風景へ転換したのではないかと論じ、16

候補地の発表が、我が国の風景観の変遷として1つのエポックであったと評している。つまり「国立公園」＝「日本を代表する風景」の構図を前提に、国立公園の候補地の変化から「日本を代表する風景」が変化していったと論じたわけである。

(4) 田村剛の示す国立公園の風景

しかし、注意しなければならないのは、『国立公園の本質』において最も重視されている点は、「国家は国民保健のために或は又学術宗教道徳等一般国民教化のために、国民的な大公園を所有しなければならない。...中略...夫等国家直接経営にかかる公園を総称して国立公園といふのである」とあるように、自然レクリエーションを行うための天然公園を国家が自ら設置する必要性である。その論旨は『国立公園論』においても継続している。

また、後に田村は1921年に16候補地を予定したと述べている点や⁵³⁾、1921年の衛生局の候補地調査項目においても地質地形や動植物に関するものだけでなく、平坦地や水陸運動場などの確認項目⁵⁴⁾⁵⁵⁾⁵⁶⁾(表-4)があるなど、利用を重視した調査であり、田中が論じるような風景観や国立公園像の変化は確認出来ない。

加えて、田中は湖沼の風景が含まれる点を指摘しているが、田村は一貫して利用の観点から湖水を重視している。田中が旧来の山の風景地とする榛名山、赤城山に関してもスケールの小さい日光、富士と喩えながら、湖水、温泉といった風景の利用を前提に評価していることが確認出来る。松島に関しても風景の変化に着目しており⁵⁷⁾、伝統的風景観による景勝地をそのまま横滑りさせたわけではない。

さらに、国立公園の本質であげた候補地に関して述べれば、16候補地中14ヶ所は1920年の時点で田村の来訪や本多教室関係者が風景・公園計画を策定しており、そのどちらも確認出来ないものは2ヶ所である(表-5)。

また、国立公園の本質では登場しない「雲仙、阿蘇、阿寒、大峰・大台、磐梯山」に関しては、この時点では未訪問であったことが確認出来る⁵⁸⁾。これらより『国立公園の本質』で提示した候補地は、田村が実地、またはそれに準ずる方法で把握していた景勝地を挙げたものであると考えることが出来る。

このように、『国立公園の本質』で挙げられた候補地は、衛生局の16候補地と同様の価値基準から選ばれている。これらは、国立公園に相応しい風景地であって、日本を代表する風景地と直結するわけではない。この時点の田村の主張では、天然公園の実現⁵⁹⁾が最重要視されており、「日本を代表する風景」を「国立公園」にすべきとの主張をしているわけではない。その一方で、では国家が運営すべき公園・空間は如何なるものであるのかという問いが立ち上がる。その問いに応える文言が「日本を代表する風景」であると解釈すべきであろう。

以上のように、田中が示すような1921年前後での田村の風景観や国立公園像に大きな変化は見られない⁶⁰⁾。

(5) 小括

大正期の時点で、田村は都市民が長期滞在を行うための自然的レクリエーション空間としての天然公園の必要性を主張し、その対象が国民に及ぶものや、規模が国際的であるものに対して国家による管理・運営を訴えている。そして、都市民の長期滞在を倦ませないための多様な風景や、多様なアクティビティーを満たす空間を国立公園に適した地域であるとした。その国立公園に対して、日本を代表する風景という現在まで続く枕詞が冠されているが、その基準も明示されたものではなく、その管理主体を峻別するために使用されたに過ぎない。実際、風景は国立公園の対象地の決定的な要素とはなりえず、また、海と山の優劣論に関しても、利用を念頭にした比較がなされ、あくまで国立公園は利用を前提とした空間であることが優先されている。

そして、風景の評価においても「国立公園の風景」といった観

表-4 内務省衛生局による国立公園調査項目

1. 村内の状況に関する事項 ・戸数 ・土地所有 ・物産輸出入 ・人情風俗習慣歴史伝説	6. 道路 交通 運輸 通信 金融機関に関する事項 ・道路、交通 ・将来道路及起算計画 ・郵便、電信、電話
2. 気象 ・天気 ・風位	7. 遊覧に関する事項 ・宿泊設備の現況 ・遊覧者の種類及人数 ・遊覧案内
3. 地形地質 ・自然地理 ・山岳丘陵特に登山又遊覧に適するもの ・河川 溪流 瀑布 ・湖沼 ・奇岩絶壁 河窟 ・平坦地 特避暑地又は別荘地に適するもの ・地質土壤	8. 保健に関する事項 ・水陸運動場 ・遊歩地 ・鉱泉 ・浴客数 ・林間学校 ・診療所保健所 ・伝染病及地方病発生の状況
4. 動植物に関する事項 ・動植物(種類分布) ・狩猟動物 ・老樹銘木	9. 教化に関する事項 ・史蹟名勝保存施設
5. 林業 農業 牧畜 水産 工業の状況に関する事項 ・林業 ・農業 ・畜産 ・水産	10. 娯楽に関する事項 ・祭礼
	11. 保安に関する事項 ・警察署、分署、駐在所の所在 ・遊覧地に関する規定

51)52)53)を基に筆者が作成

表-5 『国立公園の本質』の時点での田村と候補地の関係

大沼	十和田湖	松島	日光塩原	榛名赤城	軽井沢浅間	戸隠	信州御嶽
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

○は本多教室関係者で設計を手掛けているもの。○は1920年時点で田村の来訪が確認できるもの。

点から、原生的風景の中でも特に森林や湖水といったレクリエーションに相応しい要素を重視した。また、日光や富士の区域の提案が示すように、旧来の景勝地であっても「国立公園の風景観」からその風景を「発見・再編」していった。

4. 田村剛の国立公園像への批判から渡米へ(1922-1924)

(1) 田村剛の国立公園像への批判

田村らの内務省衛生局による国立公園と並行して、内務省官房地理課や史蹟名勝天然記念物調査会による天然記念物や名勝の延長線上として捉えた国立公園の概念⁶¹⁾が存在していた。そして、田村の国立公園構想や、より過激に自然風景の開発を主張した本多の主張は、大屋霊城、武田久吉、上原敬二らをはじめとして様々な分野や観点からの論争を巻き起こした。これらの衛生局と地理課の国立公園に関する論争については、開発派と保護派に色分けされ、既往研究において既に論評されているが⁶²⁾⁶³⁾、おとぎ話的な理想と評価⁶⁴⁾されているように当時の田村の国立公園像は現実とは乖離していた。当時の新聞が田村の意図を正確に伝えなかったという状況は推察出来るものの⁶⁵⁾、田村の思惑がどうであれ⁶⁶⁾、地域開発を国家が先導する玉虫色の国立公園像として地域社会に受け止められた点は否定できない⁶⁷⁾。

(2) 上原敬二による批判

その中でも特に本多教室での一学年先輩である上原敬二は、アメリカの国立公園を実地での見学をもとにした批判であった。既往研究で採り上げられている上原の主な論点としては1) アメリカでは国立公園(National Park)は天然保護区域であり、田村(本多)の提唱する「国立公園」とは異なった概念であり、利用よりも天然記念物の絶対保護が優先されている点。2) 国立公園の調査方法が経験の浅い造園(林)学者のみの人数で行われている点。3) 保護を主目的として、従として利用のための施設開発が行われる点については反対しないが、財源、技術など具体的に風景を破壊せずどのように開発を行うのかという点。4) 利用開発による風景の荒廃に対してどう対応するのか。5) 所管官庁に関して。6) 日本とアメリカの国情の違いに関してであった。

田中や村串は、上原による批判は現代の国立公園問題にも通じるものとして高く評価している。しかし、既往研究では上原による主張のうち風景に関するものを包含しきれていない。

即ち、風景の優劣をいかに付けるのかという、風景を制度化する上では避けて通れない上原による問いである。上原は風景の美醜に客観性は保てないので、風景を価値判断とした公園の管理セクションの選別は不可能であるとし、府県立公園との差異をいかに付けるのかに関して疑問を呈した。そして、上原は「超越したる更に偉大なるもの」によってその選別を行うべきであると主張した⁶⁸⁾。また、田村の挙げた候補地の風景に関しても、その基準が曖昧である点や学究的態度などへの批判を行っている。

そして、これらの批判に対して田村もアメリカをはじめ海外の国立公園事情の視察の必要性を痛感し、衛生局嘱託を辞し 1923 年 4 月より視察を行う。しかし、その間に関東大震災が起こるなど経済状況が悪化し、衛生局の中でも国立公園に対して消極的となり、1925 年度には国立公園調査は未完のまま打ち切りとなる。

そうした中で、1927 年には尾瀬、中禅寺湖などでの発電計画が起こるなど風景が実際に破壊の危機に瀕する。その一方で、経済審議会での外貨獲得のための観光地整備の提言や、新聞社による日本新八景など⁶⁹⁾、保護と利用の両面で国立公園の必要性が高まっていき、7 月には田村は再び衛生局嘱託に任命された。

5. 1920 年代後半以降における田村剛の新たな国立公園像と風景

(1) 内務省衛生局発行の『国立公園』(1927)

田村は海外での調査後に国立公園に対する考えを改め、その成果をもとに 1927 年に『国立公園』⁷⁰⁾を発表し、新たな国立公園像を提示していく。

まず、田村は国立公園の目的を一定区域の風景を永遠に保存し、その利用を行うこと定義している。大正期においては自然的レクリエーション空間の整備が主目的であり、その一要素にしかすぎなかった風景が利用と並列に主目的と考えられている。

この時点での田村への命題は、水力発電や灌漑などの具体的かつ緊急に差し迫った風景の破壊問題に対して対抗する手法であり、また上原らの批判にいかに応えるかであった。

そして、国立公園の必要性を、自然レクリエーション空間の国家による整備、またその対象とする空間の学術的価値から主張する。さらに、国立公園設置による観光収入は水力発電や灌漑による経済的価値を上回るとし、大正期の「国立公園不要論」「時期尚早論」を引用し、これらに応えながら国立公園の必要性を主張している。また、国立公園の実現に向けた大きな課題である財源に関する問題に対応するために、安易かつ安価な国立公園の実現方法を提示する。土地所有の問題ではイタリアの国立公園を参考に、土地の高度利用がなされている日本の特徴を鑑み、地域制の国立公園の導入を示す⁷¹⁾。また、漸進的整備など、日本での国立公園の具体的な実現方法を提示している。そしてまた、予算が限られた中でも、国家が経営するにふさわしい公園を実現するためには、国立公園の数は 10 個程度に限定するべきであると主張する。

以降、日本の国立公園行政は基本的にこの『国立公園』に沿って動いていく。また、中断されていた国立公園候補地の調査も 1928 年の大沼、登別を最後に完了する。

(2) 田村剛の新たな国立公園の風景

さて、田村の新たな国立公園の主題の一つとなった風景であるが、田村はその対象を原始的な全く人の手の加わっていない原生的風景であり、同時に日本を代表するものが「国立公園の風景」であると定義している⁷²⁾。そして、「全国的興味を惹きうる」「二流三流の風景地をば、国立公園に編入したくない」として、国立公園の厳選を示す。一方で、国民的利用を主眼とするために、「厳密なる意味においてある地方では必ずしも第一流の風景地でなく

ともその選に入れねばならぬこともあらう」と述べており、日本を代表する風景であることと、公園であることを消化しきれていない点が窺える。また、「同一形式の風景地をも、重複せしめぬこと」など、後の国立公園の基準である風景型式への萌芽が見えるものの、この時点では具体的にどの空間や風景が国立公園に相応しいかの基準は明確に記載されていない。

このように、田村は『国立公園』の発表以降、産業による風景の破壊や財源不足に対しては、国立公園は安価に実現可能であり、また経済的価値が高い点を主張する。そして、国立公園の目的は風景の保護と利用を並列に置くものの、その選定に関しては風景を最優先するべきであるという論考を発表⁷³⁾⁷⁴⁾⁷⁵⁾し、中でも「原生・処女的」風景を重視している。

(3) 昭和期における国立公園の風景と田村

1927 年 12 月 6 日には官民合同の国立公園協会が設立され、1929 年からは機関紙『国立公園』が発行されているが、脇水鉄五郎、柴田常恵、冠松次郎、三好学、辻村太郎、宮地直一ら各分野からの学識者からの論考を集めるなど、大正期の経験の浅い造園学者のみで行われるという批判に対して応えていく。

1930 年 1 月 14 日には閣議決定に基づき国立公園調査会が設置され、7 月 11 日の第一回国立公園調査会では、国立公園ノ選定ニ関スル特別委員会が設置された⁷⁶⁾。しかし、その選定標準やその具体的箇所に関しては国立公園法や制度に関する方針の決定の後に持ち越されることとなった⁷⁷⁾。

そして、ついに 1931 年 4 月 1 日には国立公園法が公布される。9 月 29 日の第三回国立公園調査会では必要条件と副次条件から成る「国立公園ノ選定ニ関スル方針」が定められた。必要条件は風景に関するものであり、副次条件は利用に関するものである。つまり、国立公園の条件として風景がその第一条件となることが確定した。その風景に関する文言は「1. 同一形式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト 2. 自然的風景地ニシテ其ノ区域広大ナルコト 3. 地形地貌ガ雄大ナルカハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト」であった。こうして国立公園調査会の任務は終了し、10 月 1 日の国立公園法施行と同時に国立公園委員会が発足したが、その委員の顔ぶれには変化はなかった⁷⁸⁾。

そして、いよいよ具体的に国立公園の選定、つまり国立公園の風景に関する議論に入っていくわけである。国立公園委員会の中に「国立公園ノ選定ニ関スル特別委員会」が設置され、1931 年 12 月 8 日から 1932 年 10 月 8 日までこの委員会で選定に関する議論がなされていく。委員の中で風景に関する専門学者は本多静六(林学)、田村剛(造園学)、脇水鉄五郎(地質学)、三好学(植物学)であり、委員長を細川護立が務め、鉄道局国際観光局長の新井堯爾をはじめとする関係省庁の人物が名を連ねた⁷⁹⁾。しかし、各委員による候補地の評価は統一されているわけではなく、その選定は難航が予想された。そのために事前に委員中の専門学者の私的会合による意見の統一を図ったが、一致をみなかった⁸⁰⁾。

最終的に 12 ヶ所の国立公園が選定されることになるが、9 ヶ所に関しては風景による合意であったが、吉野熊野、大山、雲仙に関しては風景以外の面が評価⁸¹⁾され、国立公園として選定された。

田村はこの錯綜する「選定ニ関スル特別委員会」での議論の中で地形・地質と植物によって分類する風景型式を考案し、議論の基軸となり、風景に関する上原の批判に応えていった。しかし、吉野熊野や大山、雲仙が示すように、必ずしも議論の主導権を握り続けたとは言い難い。

このように、1920 年代においては田村が衛生局の国立公園へ学知を提供してきたが、上原らによる批判もあり、1930 年代の国立公園実現の際には委員会制を導入し、田村(や本多)だけでなく、脇水鉄五郎ら他分野の学者や関係省庁により具体的な国立公園の対象地やその風景に関する議論がなされる体制へと変化した。

6. おわりに

本研究の成果は以下にまとめられる。

1) 1920年代前半の田村の国立公園像は自然レクリエーション空間の公園化であり、その中で風景は絶対条件ではなく、副次条件である。その風景の中でも原生的風景を重視し、特に利用の観点から森林、温泉、湖水といった風景要素を重視したこと。

2) 利用を重視したいわば「国立公園の風景観」から候補地の評価を行っており、結果的に伝統的風景地が候補とされていたとしても伝統的風景観とは一線を画した候補地の選定を行っている。

以上のように、大正期における田村の示す国立公園像とその風景を論じてきた。従来は田村の候補地の変化を田村の風景観の変化から求めてきた。しかし、そもそも大正期においては風景が国立公園の選定の最重要要素ではなかった点を明らかにした。

しかし、田村は1923年の海外視察の後に国立公園像を変化させる。この新たな国立公園像の中で、風景は国立公園選定の第一条件へと変化する。そして、その基準（風景型式）が作成され、複数分野の学識者による合意形成となっていくが、その過程で国立公園行政における田村の位相が変化している。この変化の背景には、上原敬二らの批判による影響が大きいと考えられる。以降、国立公園は基本的には風景型式をベースに指定地を決定していくわけであるが、その背景には主観的である風景を序列化することは不可能であるという、風景を主体に属するものであるとする上原による批判がある。その批判に対して田村は風景を対象に属するものとして、風景型式を考案していったわけである。この議論にはいわゆる風景概念と景観概念²⁰⁾の相違がみられ、これらの議論が国立公園制定以前に行われていた点は注目に値する。

また、2) で示したように、田村の風景観、もしくは候補地への見方は伝統的風景観とは一線を画しているが、これはあくまで大正期の田村による言説である。本研究のみの成果をもって、初期の国立公園を支えた風景観は伝統的風景観と近代的風景観が入り混じるものであったという既説を覆すものとするは短絡的であろう。今後の課題として、国立公園の正式指定時のその候補地の風景やその背景となる風景観をより詳細に論じる必要がある。

補注及び引用文献

- 1) 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会（2007）：国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言：環境省
- 2) 環境省（2008）：国立公園の仕組み 美しい日本の自然とその継承：環境省、4-5
- 3) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、291pp
- 4) 環境庁自然保護局編（1981）：自然保護行政のあゆみ：環境庁自然保護局、786pp
- 5) 田中正大（1981）：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房、284pp
- 6) 丸山宏（1994）：近代日本公園史の研究：思文閣出版、380pp
- 7) 村中仁三郎（2005）：国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に：法政大学出版局、417pp
- 8) 堀繁（1993）：わが国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究(1)：東京大学農学部演習林報告（90）, 97-182
- 9) 丸山宏（1994）：近代日本公園史の研究：思文閣出版、368
- 10) 荒山正彦（1998）：自然の風景地へのまなざし 国立公園の理念と候補地『空間から場所へ—地理学的想像力の探究』：古今書院、128-142
- 11) 大島辰二郎（1932）：国立公園の使命と保存の精神：国立公園(4)11, 2-6
- 12) 篠原修（1982）：土木景観計画：技報堂出版 本研究では「風景」と「景観」は視覚を中心とした環境の眺めという意味で区別せず同じ概念とする。本研究で扱う資料に際しても「風景」と「景観」概念の区別はされていないものとする。
- 13) 田中正大（1981）：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房、284pp
- 14) 西田正憲（1997）：瀬戸内海における多島海景変遷と脇水鉄五郎・田村剛の視覚：ランドスケープ研究(60(5)), 425-430
- 15) 小野芳朗（2010）：瀬戸内海国立公園・下津井と牛巻の風景準備：ランドスケープ研究(73(5)), 381-384
- 16) 水内佑輔 古谷勝則（2013）：霧島神宮境内地の国立公園指定に至る経緯：ランドスケープ研究(76(5)), 433-438
- 17) 国立公園は日本を代表する風景であるという田村の明確なビジョンと記す。
- 18) 田村剛（1918）：造園概論：成美堂出版、270pp
- 19) 田村剛（1925）：造園学概論：成美堂書店、249pp
- 20) 庭園協会の機関誌であり、1919年より発行されている雑誌である。
- 21) 田村剛（1927）：国立公園：内務省衛生局 日本庭園協会、33
- 22) 田村剛（1926）：登山の語：文化生活研究会、416pp
- 23) 本多静六（1914）：錦帯橋を中心とする岩国風景利用策
- 24) 本多静六（1912）：森林公園と琵琶湖風景利用策
- 25) 本多静六（1913）：厳島公園改良案

- 26) F.A. Waugh : (1912) : The Landscape beautiful : Orange-Judd Company から National Park の情報を入手した。 俵浩三（1991）：田村剛博士の若き日と山岳風景：国立公園(49)1)によれば、1975年2月15日の種市佐改氏による田村剛へのインタビュー録音による。
- 27) 田村剛（1926）：我が造園学の位置とその将来に就いて：造園学雑誌 2(1), 114-120
- 28) 田村剛（1917）：造園概論：成美堂出版 90,100
- 29) 田村剛（1917）：造園概論：成美堂出版 78-84, 97-102
- 30) 処女的風景、天然風景などの言葉で表現されている
- 31) 田村剛（1917）：造園概論：成美堂出版 89-93
- 32) 明治39年以降の公園の許認可に関しては府県知事に完全委任された 田村剛（1935）：公園の本質に就て：造園雑誌 2(1), 1-6
- 33) 1919年に旧都市計画法が制定に基づき、1923年に東京公園計画が策定されるなど、公園行政自体が転換期に位置する時期でもあった。
- 34) 田村剛（1918）：府県立公園と郷土風景の保存：大日本山林協会報、16-20
- 35) 一切の人工の加わらなかつた状態を示すものであり、原始的風景、処女的風景といった記述がみられる。
- 36) 田村剛（1977）：国立公園秘話(1)：国立公園327：当時公園を管轄していた内務省衛生局が公園法制度の整備を課題として考えたのではないかと述べている。
- 37) 田村剛（1921）：国立公園の本質：庭園(3)2, 7-9
- 38) 田村剛（1921）：国立公園の本質：庭園(3)2, 7
- 39) 富士箱根、日光塩原、上高地、朝鮮金剛山を一流とし、他を二流としている。
- 40) 当時の表記は温泉であったが、本研究では便宜上雲仙として統一する。
- 41) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、26
- 42) 以降衛生局の16候補地として記載する
- 43) 東京朝日新聞（1921）：大正10年9月7日-11日、13日
- 44) 東京朝日新聞（1921）：大正10年9月10日
- 45) 東京朝日新聞（1921）：大正10年9月10日
- 46) 田村剛（1971）：造園と林学出身者『大正・昭和林業逸史・上巻』：林業経済研究所、22-26によれば当初は雲仙のみの視察であったが、8月25日に熊本県の松村辰喜に阿蘇に連行されたと述べており、予定されたものではなかった。
- 47) 九州新聞（1922）：大正11年5月19日、22日
- 48) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、36
- 49) 田中正大（1981）：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房、208-215
- 50) 第四十六回帝国議会衆議院：霧島山国立公園設置二閣スル建議案外二件（1923）：大正12年2月13日
- 51) しかし、田村は大正10年の誤記ではないかとの疑問を抱いている。
- 52) 村中仁三郎（2005）：国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に：法政大学出版局、42-45
- 53) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、27
- 54) 第四十六回帝国議会衆議院：霧島山国立公園設置二閣スル建議案外二件（1923）：大正12年2月13日
- 55) 東葉山村役場（1922）：国立公園候補地（霧島山）二閣スル調査書
- 56) 藤原村役場（1922）：国立公園候補地二閣スル調査書
- 57) 田村剛（1926）：登山の話：文化生活研究会、9, 277-282
- 58) 田村剛（1926）：登山の話：文化生活研究会、16-17
- 59) 田村が内務省衛生局の立場に立てば、国立公園の成立を主張するのであろう。
- 60) しかし、平地の湖水はこれ以降議論にならない点から考慮すれば、山岳景への傾斜があった可能性も否定できない。
- 61) 史蹟名勝天然記念物保存における国立公園と風景の扱いとその混乱については、黒田乃生（2004）：明治末から昭和初期における史蹟名勝天然記念物保存にみる「風景」の位置付けの変遷：ランドスケープ研究(67(5)), 597-600に詳しい
- 62) 田中正大（1981）：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房、219-223
- 63) 村中仁三郎（2005）：国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に：法政大学出版局、56-64
- 64) 環境庁自然保護局編（1981）：自然保護行政のあゆみ：環境庁自然保護局 49
- 65) 東京朝日新聞（1921）：大正10年8月14日 田村による調査を伝える記事であり、上高地に湖水がないのが一つの欠点と段組みで示す。しかし、本文で田村は上高地と白馬の比較を行っているので、上高地と白馬を取り違えたと考えられる。
- 66) 時事新報（1922）：伊太利に全国を公園とする国立公園の既定方針 一般の予想とは大差相違する話：大正11年1月27日 国立公園は土地利用を制限するものであると述べている。
- 67) 第四十六回帝国議会衆議院：霧島山国立公園設置二閣スル建議案外二件（1923）：大正12年3月12日
- 68) 上原敬二（1924）：造園学汎論：林泉社、351-418
- 69) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、28-29
- 70) 田村剛（1927）：国立公園：内務省衛生局及び日本庭園協会、54pp
- 71) 田村剛（1971）：造園と林学出身者『大正・昭和林業逸史・上巻』：林業経済研究所、25によれば、国有林、公有林、公有林を別の法規制によって規制する一種の地域制が採用されている点を参考にしたと述べている。
- 72) 田村剛（1927）：国立公園：内務省衛生局及び日本庭園協会、
- 73) 田村剛（1929）：国立公園の条件より見たる候補地大観：国立公園(1)8, 2-7
- 74) 田村剛（1929）：大風景地の保護と開発：国立公園(1)10, 1-5
- 75) 田村剛（1930）：国立公園の選定：国立公園(2)8, 5
- 76) 厚生省国立公園部（1948）：国立公園調査会設立より今委員会廃止に至る迄ノ経過概要：国立公園審議会一般第2冊
- 77) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、32
- 78) 唯一、氏原佐蔵の死去に伴って南崎雄七へと交代した。
- 79) 大蔵省印刷局編（1930）：官報 1930年05月31日
- 80) 田村剛編（1951）：日本の国立公園：国立公園協会、36-38によれば、選定二閣スル特別委員には入っていないが、内田清之助もこの会合に参加している。
- 81) 雲仙は利用の観点から、大山は雲山より風景の質としては勝り、地理的分布の関係から入選した。
- 82) 本研究では風景と景観を同様の概念として扱って扱ってきたが、西田正憲（2012）：自然の風景論—自然をめぐるまなざしと表象：アサヒエコブックス：によれば厳密な区分はないものの、風景は主体に属するものであり、景観は対象に属する概念だとしている。